

20町子保第425号

2020年5月26日

教育・保育施設をご利用の皆様へ

町田市子ども生活部保育・幼稚園課長

櫻井 敦

6月1日からの保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止策について

5月25日の「国の緊急事態宣言の解除」により「町田市からの登園自粛のお願い」は、5月31日をもって終了といたします。6月1日以降は、業種等を制限することなく保育を実施してまいります。

しかしながら、保育の現場においては、「3つの密」を回避することは難しく、感染リスクを完全に排除することは出来ません。リスクを低減していくためには、皆様一人ひとりの感染拡大防止策へのご理解、ご協力が大変重要になってまいります。

つきましては、感染拡大防止策について、以下のとおり実施してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

1. お子様の登園について

お子様に下記の症状があるときは、お預かりはできませんのでご了承ください。

・発熱があるとき

解熱後24時間を経過していないとき（経過後も呼吸器症状が改善傾向とならない場合はお預かりできません。）

・発熱がなくても、咳や鼻汁などの風邪症状がある場合や、普段と違う様子が見られるとき

上記の場合は主治医に相談してください。主治医の診断により、ぜん息など呼吸器症状が感染症のものでない場合は登園可能です。

※保護者の皆様につきましても、体調がすぐれない場合の送迎はお控えください。

2. 登園自粛の協力について

感染リスクが心配なご家庭または、発熱等により登園出来なかった場合について、保育料や在園要件を以下のとおりといたします。

皆様におかれましては、勤務先等と調整のうえ家庭保育が可能な場合はご協力をお願いいたします。

- ・登園日に応じて保育料の日割り計算を行います。（6月30日まで）

- ・育児休業からの復帰が条件で在籍している保護者の復職時期を延長します。(8月31日まで)
- ・求職中で在籍している保護者の在籍期間を再認定します。(8月31日まで)
- ・登園日数が0日でも退園とはなりません。(8月31日まで)

3. 保育所における感染拡大防止策について

市内5カ所の公立保育所における取り組みについて、対策を抜粋して以下にご紹介いたします。他の保育所等においても、これらの取り組みを参考に対策を行ってまいりますのでご了承ください。

①朝夕の送迎について

- ・しばらくの間は、門や園庭からの受け入れといたします。
- ・保護者の園舎内への立ち入りはご遠慮ください。荷物は職員に渡してください。
- ・毎日の検温、保護者の方の送迎時の検温の記録・手指の消毒を継続いたします。

②行事等の取り組みについて(8月31日まで)

【中止の活動】(外部との交流)

- ・ボランティアによる教室
- ・高齢者福祉施設との交流

【制限しながら実施する活動】

- ・誕生会→クラスごとに行います。
- ・散歩 →感染予防に努めながら取り組みます。(公園の遊具を使って遊ぶことは引き続き自粛します。)

③保育中の感染予防の取り組み

- ・手洗い、うがいを徹底します。
- ・1クラスの定員を超えた人数が集まらないようにします。
- ・適宜、保育室内(おもちゃ、テーブル、椅子、ドア等)の消毒や換気を行います。
- ・給食時や午睡時の子どもの位置等を工夫します。

【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課
電話：042-724-2137